

## 責任ある鉱物保証プロセス デューデリジェンス報告書

### 1. 企業情報

会社名：日本新金属株式会社

C I D 番号：CID000825

対象施設：秋田工場（秋田県秋田市茨島3-1-18）

対象3TG原料：タングステン

当該報告書対象期間：2017年11月1日～2020年10月31日

### 2. 監査の要旨

当社は2017年12月5日・6日に株式会社UL ジャパンにより、2016年11月1日～2017年10月31日の期間におけるCFS監査を実施し、監査基準に適合しました。(有効評価期限3年)  
2021年3月15・17日、インターテック・サーティフィケーション株式会社により、2017年11月1日～2020年11月30日の期間のRMAP監査を実施致しました。

### 3. サプライチェーンに関する企業方針

当社は直接あるいは、間接的かを問わず、高リスク地域および紛争地域（CAHRA）における武装グループを利するか、その資金源になる不正な利益の供与や受領やマネーロンダリング等、または他の重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の使用を回避する目的で以下に示す内容でのサプライチェーン方針を定めています。

- ・OECDの「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための デュー・デリジェンス・ガイダンス（OECD-DDG）に全面的に準拠したものです。
- ・OECD-DDG ANNEX IIにおいて特定されたすべてのリスクを対象とし、全世界を対象地域とするものです。当社はOECD-DDG ANNEX IIに列挙されたリスクが特定された場合、全力を挙げてその対処に取り組めます。
- ・本方針の実施に対する支援を確約している全般統括責任者によるレビューと承認を得ています。  
尚、本方針に関しましては、該当ステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く提供されている他、当社 web サイトから閲覧・入手可能です。

### 4. 企業管理システム

#### 4-1 管理構造

- ① 責任ある鉱物調達に関わる基本方針を実践するためのマネジメントシステムを構築しています。これを管理運用し、システム全体のレビューに関する責任を負うものとして、全般統括責任者を選任しま

す。

- ② 基本方針を含む一連の手順は、当社マネジメントシステム管理文書として、社内関係部署の責任と権限を明確化し、全ての従業員へ周知、教育・訓練等の運用を行っています。
- ③ すべての従業員は、基本方針を理解することで関連する部門の役割と責任を果たします。懸念材料があれば、全般統括責任者、その他の管理監督者、或いは経営会議に報告します。
- ④ 2014年紛争鉱物EICC-CFS監査の認証から3年毎の更新を行い、2021年にRMIによるRMAP監査に準じた手順に更新します。

#### 4-2社内の管理システム

当社は2020年8月に、OECD-DDGとRMAPに準拠したDDG管理システムを策定し、内容を更新し、この更新されたサプライチェーン方針と調達要件について、すべてのサプライヤーに通知を開始しました。当社は直接サプライヤーとの間で締結した契約において、DDG関連要件を法的な拘束力を持つ合意として契約内容に含め、更新を進めていきます。

#### 4-3記録保持システム

DDG マネジメントシステムに関する記録の保管、及び文書の作成・改定・発行は規定に基づき、5年間保管します。

### 5. リスクの特定

当社では、定期的及び臨時的にサプライチェーンにおける以下に示すリスク特定・評価を行う為のプロセスを確立しております。

- ① サプライチェーン方針を元に、「紛争地域及び高リスク地域（CAHRA）」を特定するための手順の策定。この手順には、OECDガイダンス並びにRMAP基準に準拠し「紛争地域及び高リスク地域」を特定し、また当社で定めるリソースを使用、判定基準を用いて判断をします。
- ② 全ての直接取引及び必要な場合は更に川上のサプライヤーを特定し、RMAPに則った調査。更にサプライヤーからはCMRTを入手してリスクの確認を行います。

今回、本報告期間において、全てのサプライヤーについて、OECD-DDG ANNEX II に示されるリスクに該当する事象は確認されませんでした。

### 6. リスクの低減

当社では、社内規定で対象鉱物原料の調達先においては、RMI・RMAP Conformant Smeltersの登録企業に限定していますが、OECD-DDG ANNEX II に示されるリスクに該当する事象が確認された場合、状況を把握し、改善を求め、改善が実施されない場合は、原料取引を停止致します。